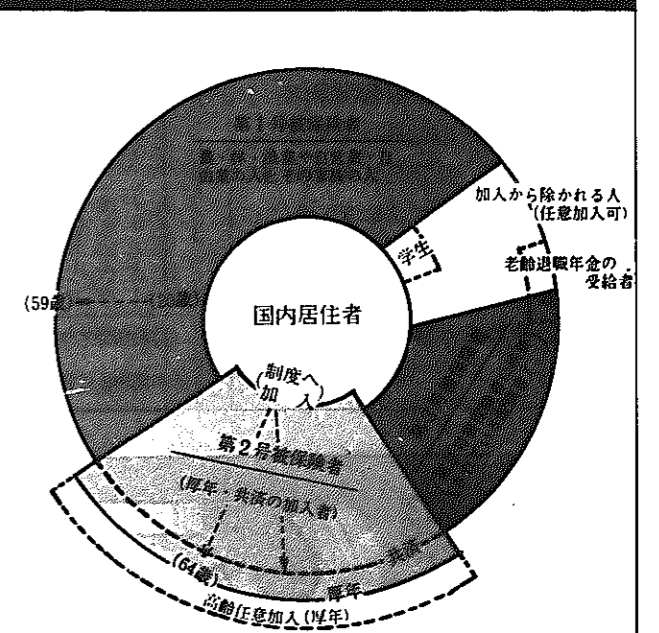


あなたに備えはありますか。  
保険料は忘れずに納めましょう

# 国民年金は 世代と世代の助け合い

わが国の社会は現在、世界に例を見ない速さで高齢化に向かって進んでいます。新潟県や本市の場合は、全国平均をさらに上回る速さです。全人口に占める65歳以上の人口の割合は全国平均で10.9%、県平均13.7%（以上9月15日現在推計）、市平均14.3%（7月1日現在）となっています。また、若い労働力が都会に流れ、住宅事情などから、若手とお年寄りが別々に暮らす核家族化の現象も起こっています。こうなると、今までのように「老後は子供にめんどうを見てもらう」ということが難しくなり、「社会的な親孝行」と言われる公的年金制度の役割がますます高まってくるわけです。昨年の4月、こうした高齢化社会の中でも老後を安心して過ごせるようにと、年金制度の大幅な改正が行われ、国民年金は全国民を対象として基礎年金を支給する制度になりました。ここでもう一度、この新しい国民年金制度について紹介します。保険料をきちんと納め、老後に備えてください。

図1 国民年金へはみんなが加入



※ 国会議員・地方議会議員・老齢（退職）年金を受けられる人で受給年齢に達していない人（期間満了者）・障害年金の受給者とそれぞれの配偶者及び遺族年金の受給者も第1号被保険者（強制加入）となります。



## 加入する人は3種類。すべての人が対象

新しい制度では図①のとおり、厚生年金や共済年金の加入者を含め、従来、任意加入だった人や加入の対象から除かれていた人も、すべて国民年金に加入することになりました。

## 保険料の納め方は種別により3通り

この結果、国民年金の加入者は▽第1号被保険者：農業や自営業などの人  
▽第2号被保険者：サラリーマン、公務員など  
▽第3号被保険者：サラリーマンの奥さんなどに第2号被保険者に扶養されている配偶者

保険料の負担のしかたは、被保険者の種別によって3通りに分かれています。

▽第1号被保険者：国民年金の保険料（月額7400円）を納めます。納め方は①銀行や農協の窓口で納める（個人納付）  
②納付組織で納める ③銀行など金融機関の預金口座から引き落とす（口座振替）の3つの方法があります。

▽第2号被保険者：加入している年金制度（厚生、共済）の掛け金を納めればよく、あらためて国民年金の保険料を納める必要はありません。

▽第3号被保険者：配偶者（第2号被保険者）が加入している年金制度から一括して納められるので、個人の負担はいっさいありません。

第3号被保険者の場合は、サラリーマンの奥さんで収入がないという人（専業主婦）などにも独自の

の年金（老齢・障害・遺族基礎年金）が支給されるよう新しく設けられたしくみですから、その期間は、保険料を納めなくても年金が受けられます。

ただし、第3号被保険者としての資格を確認する必要があるため、次の場合などには必ず届出をしなければなりません。

## 給付されるのは老齢・障害・遺族基礎年金

新しく生まれ変わった国民年金からは、各年金制度共通の年金として、老齢・障害・遺族基礎年金が支給されます。

これらの年金は、保険料の未納期間（一定期間以上）がないことなどを条件としていますが、制度の柱である老齢基礎年金は、20歳

から60歳になるまでの40年間（生年月日に応じて加入可能年数が決められている）保険料を納めて、65歳から満額の年金が支給されるいわゆるフルペンションの方式をとっています。その間、保険料の未納期間があると、その期間に相当した額が年金額から差し引かれます。

また、厚生・共済の期間については、図②のとおり老齢基礎年金の受給資格のある人に、65歳から老齢厚生年金または退職共済年金が老齢基礎年金に上積みされて支給されますが、それらには60歳から特別支給の年金が支給されます。

（注） Pension II 年金  
なお、老齢基礎年金は、国民（保険料を納めた期間+免除を受けた期間）、厚生、共済の加入期間を合計した期間が25年以上ないと、受給資格が付きません。

ただし、生年月日に応じて24年、21年、厚生・共済の期間のみの場合20年、15年に短縮されています。

# 国民年金から全国民に共通に支給される基礎年金

## ●老齢基礎年金

▷受給要件  
20歳から60歳になるまで40年間加入（原則として25年以上の資格期間が必要）

▷年金額  
 $626,500円 \times \frac{（保険料納付済月数） + （保険料免除月数） \times \frac{1}{3}}{加入可能年数(注) \times 12}$

（注）昭和16年4月2日以後に生まれた人は40年、4月1日以前に生まれた人は年齢に応じて39年～25年

## ●障害基礎年金

▷受給要件（次の3つとも満たす場合）

- 被保険者または被保険者であった人
- 被保険者期間の2/3以上、保険料を納付。なお、昭和71年4月1日前までは最近1年間に未納がないこと
- 障害認定日に1・2級に該当

▷年金額  
1級＝783,100円 2級＝626,500円

18歳未満か、20歳未満の障害のある子供がいる場合は加算があります。（2人目までは1人につき187,900円、3人目以降は1人につき62,700円）

## ●遺族基礎年金

▷受給要件（次の2つとも満たす場合）

- 被保険者または被保険者であった人が死亡
- 被保険者期間の2/3以上、保険料を納付。なお、昭和71年4月1日前までは最近1年間に未納がないこと

▷年金額  
〔子供のいる奥さんの場合〕

子供の数	基本の額	加算額	年金額
1人のとき	626,500円	187,900円	814,400円
2人のとき	626,500円	375,800円	1,002,300円
3人のとき	626,500円	438,500円	1,065,000円

〔子供の場合〕

子供の数	基本の額	加算額	年金額
1人のとき	626,500円	—	626,500円
2人のとき	626,500円	187,900円	814,400円
3人のとき	626,500円	250,600円	877,100円

※子供…18歳未満か、20歳未満の障害のある子供

## 納付には口座振替が便利

仕事忙しい人や留守がちの人には、預金口座から自動的に保険料を引き落とし、口座振替を利用すれば、自分で保険料を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れもなくなるのでたいへん便利です。

詳しいことは、福祉事務所年金係（☎310）へお尋ねください。

## 納めましたか。保険料

20歳以上60歳未満で、農・林・漁業、自営業の人や、その家族の人は、第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

保険料を納め忘れたままにしておくと、未納額がふくらみ、納めるのが遅れば遅れるほど納めにくくなります。未納期間によっては、思いがけない病気や事故に遭ったときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったり、将来、老齢基礎年金までも受けられなくなったりすることがあります。

